

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
横信建材工業株式会社	茨城県ひたちなか市八幡町 12-43	2-014027
日本道路株式会社	東京都港区新橋 1-6-5	1-002770

注) 業者番号「1-」は、国土交通大臣許可業者、「2-」は、茨城県知事許可業者の有資格業者番号を表す。

2 指名停止措置期間 平成25年12月9日 ～ 平成25年12月22日（2週間）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事等

4 事実概要

横信建材工業株式会社、日本道路株式会社外1社は、平成25年10月8日、茨城港湾事務所発注の茨城港常陸那珂港区内貿地区野積場舗装復旧工事（那珂郡東海村照沼地内）において、安全管理の措置が不適切であったため、稼働しているミキサーのセメントを攪拌する羽根に二次下請の作業員のゴム手袋が絡まり、重傷となる事故を発生させた。

5 指名停止理由

安全管理措置の不適切により工事関係者の重傷事故を起こしたことは、茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年茨城町要領第1号）第2条第1項及び別表第1第8号に該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第1第8号〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2箇月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課
 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
 電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
大成ロテック株式会社	東京都新宿区西新宿 8-17-1	1-001964

注) 業者番号「1-」は国土交通大臣許可業者の有資格業者番号を表す。

2 指名停止措置期間 平成25年12月9日 ～ 平成26年6月8日（6箇月間）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事等

4 事実概要

高知県高岡郡越知町発注の町民総合運動場グラウンド施設整備工事の指名競争入札に関し、大成ロテック株式会社の元営業所長が平成25年3月29日に談合罪で略式起訴され、同年4月12日に罰金の略式命令を受けた。

5 指名停止理由

使用人が談合罪の容疑で略式起訴されたことは、茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年茨城町要領第1号）第2条第1項及び別表第2第9号に該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第2第9号〉

措 置 要 件	期 間
(談合及び競争入札妨害) 9 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合及び競争入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（7号及び8号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った 日から 6箇月以上12箇月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課
 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
 電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
株式会社 日本水道設計社	東京都千代田区神田錦町 3-18	686

2 指名停止措置期間 平成25年12月9日 ～ 平成26年9月8日（9箇月間）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設コンサルタント業務等

4 事実概要

神奈川県藤沢市の発注する下水道事業設計業務委託に関し、平成25年2月7日、株式会社日本水道設計社の元代表取締役が藤沢市職員への贈賄容疑で神奈川県警に逮捕され、同年3月19日、横浜地方裁判所に起訴された。

5 指名停止理由

役員が贈賄容疑により逮捕されたことは、茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年茨城町要領第1号）第2条第1項及び別表第2第3号(1)に該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第2第3号(1)〉

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3 次の(1)又は(2)に掲げる者が茨城県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 役員等 (2) 使用人	逮捕又は公訴を知った日から <u>9箇月以上12箇月以内</u> 6箇月以上9箇月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課
 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
 電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)